

第4期定時株主総会 招集ご通知



日時 平成27年6月26日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）
場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行本店ビル 5階会議室

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

証券コード：8309



シンボルマークは、「未来の開花（Future Bloom）」をテーマに、「高い専門性と総合力によって、新たな価値を創造し、お客様や社会の未来を花開かせる」という三井住友トラスト・グループのビジョンを象徴しています。

○目次	
第4期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
第4期事業報告	
1. 当社の現況に関する事項	5
2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項	20
3. 社外役員に関する事項	22
4. 当社の株式に関する事項	24
5. 当社の新株予約権等に関する事項	27
6. 会計監査人に関する事項	28
7. 業務の適正を確保する体制	29
連結計算書類	32
計算書類	37
監査報告書	40
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	43
第2号議案 定款一部変更の件	44
第3号議案 取締役9名選任の件	52
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	57
ご参考	
三井住友トラスト・グループの コーポレートガバナンス強化に向けた取組みについて	58
株主総会会場案内図	

(証券コード 8309)
平成27年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 北村 邦太郎

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜わり、平成27年6月25日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

3頁～4頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

またインターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行本店ビル 5階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第4期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

- (1) 各議案につき賛否の表示をされない議決権行使書用紙をご返送いただいた場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) 招集通知を電磁的方法で発することをご承諾いただいた株主様から、議決権行使書用紙の交付の請求がありましたときは、議決権行使書用紙をご送付いたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記」につきましては、法令及び当社定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.smth.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.smth.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによるのみ可能となります。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になりますのでご注意ください。

1. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権の行使期限は、平成27年6月25日午後5時となっておりますので、お早めの議決権行使をお願いします。

2. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで、ご印鑑や暗証番号と同様に大切に保管ください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えできません。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3. システムに係る条件

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

(1) パソコンを用いる場合

ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(ア) Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP 2以降

(イ) Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降又は、Adobe® Reader® Ver.6.0以降（画面上で参考書類等をご覧ください）

※Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader®, Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステム社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社ホームページより無償で配布されています。

ウ. なお、インターネットの接続に、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、ご注意ください。

(2) 携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能であるとともに、暗号化通信が可能な S S L 通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、U R L (<http://www.web54.net>) を直接入力、あるいは議決権行使書用紙に表示している右記のQRコードを利用してアクセスしていただきます。

ア. iモード イ. E Zweb ウ. Yahoo! ケータイ

※ iモードは株式会社NTTドコモ、E ZwebはKDDI株式会社、Yahoo! は米国 Yahoo! Inc.、Yahoo! ケータイはソフトバンクモバイル株式会社、QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標、商標又はサービス名です。



- (3) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、パソコンでポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）のうえ、ご利用ください。

4. パソコン・携帯電話の操作方法に関するお問い合わせ

- (1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン、携帯電話の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 [電話] 0120(652)031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

- (2) 上記（1）以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部
 [電話] 0120(782)031 (フリーダイヤル)
 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以 上

添付書類

第4期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当社グループは、銀行持株会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のもと、三井住友信託銀行株式会社における銀行信託事業を中心に、各グループ会社において、リース事業のほか、投資信託委託業務、不動産担保融資業務、不動産仲介業務、クレジットカード業務、プライベートエクイティファンド運営業務などの金融関連事業といった、多様な金融サービスに係る事業を行っております。

グループ会社のうち、連結される子会社及び子法人等は72社、持分法適用の関連法人等は19社です。

なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

【金融経済環境】

当連結会計年度の経済環境を振り返りますと、前半は消費税率引き上げ後の消費低迷が長引き、景気の停滞した状態が続きましたが、後半は輸出や鉱工業生産が持ち直し、景気は緩やかな回復に転じました。また、秋以降は原油価格が大幅に下落し、わが国の貿易赤字を縮小させた一方、消費者物価の上昇が鈍化する要因の一つとなりました。海外では、ウクライナや中東での紛争など地政学的リスクが強まる中、米国景気は堅調な回復を続け、米連邦準備制度理事会（FRB）は10月に量的緩和策を終了させました。一方、ユーロ圏ではデフレ懸念が高まったため、欧州中央銀行が1月に量的緩和策の実施を決定し、多くの国で景気減速や原油価格下落によるインフレ圧力の緩和を受けて、政策金利が引き下げられま

した。

その結果、国内金融市場では、年度を通じて円安・株高傾向が加速し、為替レートは、年度前半の1ドル＝102円前後から年度末にかけて約7年ぶりとなる120円前後に、株価は約15年ぶりの1万9千円台と、いずれも高水準で推移しました。

【事業の経過】

このような経済・金融環境の下、当社グループでは、わが国唯一の自主独立の専門信託銀行グループとして、独自の付加価値を発揮する事業モデルの高度化や、グループ各社の連携による収益力強化等に取り組んでまいりました。

（事業セグメント別の経過）

<銀行信託事業>

・三井住友信託銀行株式会社を中心とした、当社グループにおける銀行信託事業の概況は次のとおりです。

① リテール事業

リテール事業では、投資信託、生命保険等の販売業務において、「長期・分散・安定」運用を重視した投資一任運用商品（ラップ口座）、投資信託及び個人年金保険からなる「ラップセレクション」を主力とした商品ラインアップの拡充と、コンサルティング営業体制の強化に取り組みました。個人ローン業務では、住宅ローン商品においてマーケット動向を踏まえた機動的な金利設定や、保障サービスの拡充により、幅広いお客さまへの商品提供と貸出残高の拡大に取り組みました。また、相続関連業務では、教育資金贈与信託「孫への想い」を始めとした世代承継型の商品の提供や、高い専門性と豊富な経験を有する財務コンサルタントの

拡充により、世代を超えたお客さまとの取引拡大に注力しました。あわせて、各種セミナーや相談会の継続的な開催などを通じ、お客さまへのタイムリーな情報提供とサービス向上に取り組みました。

また、住信SBIネット銀行株式会社においては、ネット専業銀行の強みを生かした商品・サービスを強化し、主力の住宅ローン商品に加え、消費性ローン商品の販売強化等により貸出残高の拡大に努めました。

② ホールセール事業

ホールセール事業では、銀行、信託、不動産等の各機能を複合的に生かしたトータルソリューションの提供によって、国内外の幅広いお客さまの企業価値増大への貢献に取り組みました。海外市場においては、拠点拡充を図るとともに、現地の海外金融機関との提携も活用し、日系企業の現地法人や非日系企業との取引拡大に努めました。また、新たな注力分野として、金融市場において存在感を増す運用ファンドに対して提供するファイナンス機能を拡充したほか、企業オーナー等のお客さまへの資産管理等のご提案、金融法人等のお客さまへの資産運用コンサルティングや新たな運用商品の開発などに取り組みました。また、金融円滑化に向けた取り組みも引き続き適切に対応しました。

③ 証券代行業業

証券代行業業では、業界最大規模の受託基盤に基づく豊富な情報を生かし、企業における投資家や株主向け広報活動に役立つ情報提供サービスの強化に積極的に取り組みました。とりわけ海外投資家を中心に注目されているESG（環境・社会・企業統治）や議決権行使動向等のコンサルティングのほか、株主総会実務のサポート等を通じたお客さまへの更なるサービス向上に努めました。また、業務効率化によるコスト削減や事務品質向上にも取り組みました。

④ 不動産事業

不動産事業では、国内の不動産市況の改善傾向を踏まえ、当社グループ各社における顧客担当部署との連携等による営業体制の強化や、建築及び投資等の各種コンサルティングを通じた情報獲得量の拡大等により、不動産仲介業務の伸長を図りました。また、不動産事業のグローバル化を積極的に進め、海外投資家の国内不動産投資ニーズや国内のお客さまの海外進出ニーズへの対応に努めました。不動産証券化信託業務については、残高の拡大と業務効率化によるコスト削減に取り組みました。

⑤ 受託事業

受託事業のうち、年金関連業務では、制度、運用の両面にわたる独自性ある情報提供力や提案力の発揮に努めました。また、質の高い運営管理サービスをご提供することにより、既存のお客さまとの取引の更なる深耕に加え、新規のお客さまとの取引開拓に注力しました。資産運用・管理業務では、お客さまのニーズに沿った資産管理サービスの提供や、オーダーメイド型の運用スキームの提案、及び商品ラインアップの強化と運用パフォーマンスの向上に努めました。さらに、国内外の金融機関との提携の拡大や、海外関係会社を通じた資産管理サービスのグローバル展開等の基盤強化に取り組みました。

また、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社では、お客さまの満足度向上に向けたサービス拡充の取り組みを進めたほか、業務効率化を通じたコスト削減による競争力の強化に努めました。

⑥ マーケット事業

マーケット事業では、世界的な金融緩和の趨勢が強まる中、機動的なリスクコントロールによって、収益の安定的な確保に努めました。また、外貨調達の拡大と多様化

を図り、海外向けビジネスの強化に対応しました。あわせて、金利、為替等のリスクに対応する取扱商品の充実と、お客さまへの提案力の強化に取り組みました。

- ・当社グループにおけるリース事業及び金融関連事業の概況は次のとおりです。

<リース事業>

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社は、国内外の三井住友信託銀行株式会社のお客さまへの提案活動を強化するとともに、販売金融分野での取り組み等により、リースの取引高の拡大に努めました。また、建物リースや再生可能エネルギー分野向けリース等、新たな商品の展開に取り組みました。

<金融関連事業>

日興アセットマネジメント株式会社は、国内市場では、個人のお客さま向けの新商品の開発と提供に注力したほか、公的年金や金融法人等の機関投資家に対する営業力の強化にも取り組みました。アジア市場については、子会社を通じた基盤強化を継続しました。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、三井住友信託銀行株式会社のリテール事業に加え、証券会社や地域金融機関等の販売会社に対し、「コアラップ」等の投資信託商品の提供とともに、お客さま向けセミナーや販売担当者向け研修等の販売サポートの強化に取り組みました。

三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社は、不動産担保融資の拡大に向け、与信審査プロセスの高度化に努めるとともに、三井住友信託銀行株式会社をはじめとしたグループ内の連携強化を進めたほか、不動産業者等の外部提携先の拡大に取り組みました。

三井住友トラスト不動産株式会社は、三井住友信託銀行株式会社との連携強化や外

部提携先の拡充により情報量の増加に努めるとともに、テレビ広告等による認知度向上を図り、個人のお客さまを中心とした住宅仲介や法人不動産の小口仲介業務の伸長に取り組みました。

三井住友トラスト・カード株式会社は、富裕層向けカードの取り扱い強化による新規会員獲得に取り組んだほか、会員優遇制度の活用による既存会員の利用率の増加や、採算改善に努めました。

三井住友トラスト・キャピタル株式会社は、新たな投資先と、共同投資を行う外部投資家の開拓に取り組みるとともに、既存投資先のモニタリング態勢の強化に努めました。

(財務基盤強化に向けた取り組み)

当社グループでは、財務基盤の更なる強化に向けた取り組みを進めており、与信管理について引き続き厳格な運営を徹底し、当期においても、新たな不良債権の発生抑制に努めました。

また、保有株式残高の圧縮についても計画的な取り組みを進め、当期末の取得原価ベースの国内上場株式残高は、当社グループ全体で前期末比228億円減少し7,083億円となりました。

(CSR活動の状況)

当社グループでは、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすべく、CSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ＝企業の社会的責任）活動を継続的に推進しております。当期は、お客さまを含むステークホルダーや社会との「共通価値の創造」の観点から、当社グループの重要課題（マテリアリティ）を特定する取り組みを進めました。具体的には、当社の企業価値に影響を与えるテーマのみならず、お客さまの満足度や金融システムの健全性といったステークホルダーの方々にも広く影響

を与えるテーマ、及び環境問題や高齢化問題等の社会の持続可能性に関するテーマを重要課題として採り上げました。また、お客さまに充実した老後を送るための「備え」について学んでいただく「シルバーカレッジ」の開催等にも取り組みました。

【事業の成果】

(当連結会計年度の業績)

当連結会計年度の実質業務純益は、資金関連利益及び手数料関連利益の増加を主因に、前年度比308億円増益の3,167億円となりました。

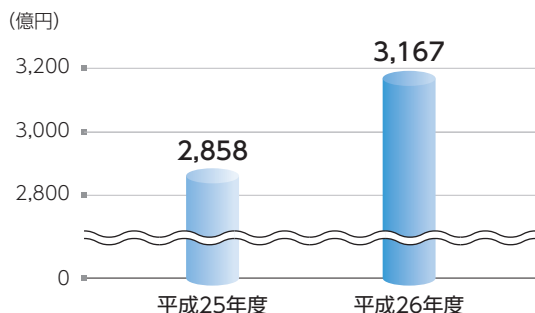
経常利益は、上記に加え与信関係費用の改善を主因に、前年度比344億円増益の2,924億円となりました。

当期純利益は、三井住友信託銀行株式会社で特別損失としてシステム統合に伴う費用を計上した一方、税効果会計における例示区分変更による改善効果等もあり、前年度比219億円増益の1,596億円となりました。

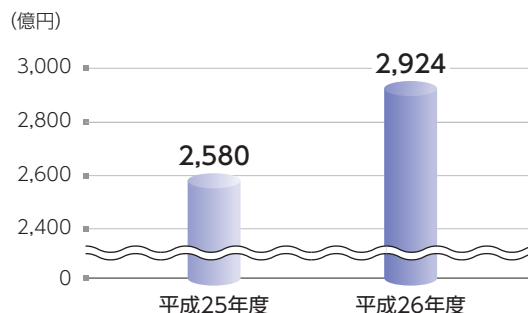
(セグメントの状況)

当連結会計年度における事業の種類別セグメントごとの経常利益及び内部取引消去前の経常利益に占める割合は、銀行信託事業が2,724億円(77.2%)、リース事業が116億円(3.3%)、金融関連事業については687億円(19.5%)となりました。

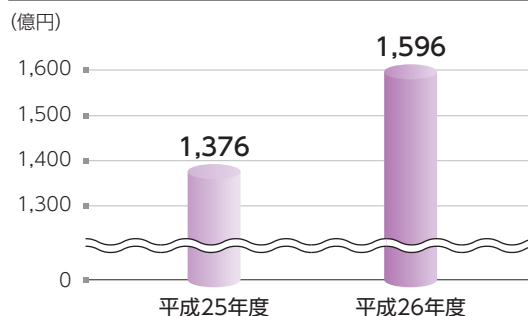
■ 実質業務純益



■ 経常利益

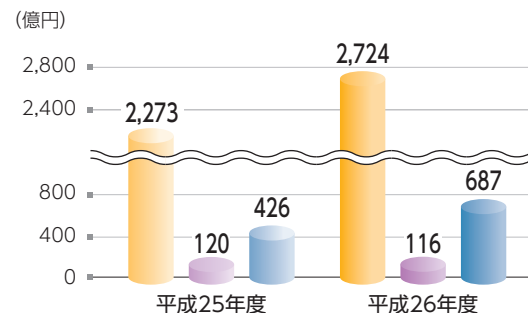


■ 当期純利益



事業の種類別セグメントごとの経常利益

■ 銀行信託事業 ■ リース事業 ■ 金融関連事業

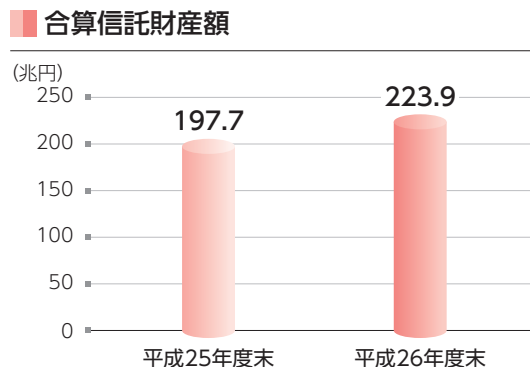
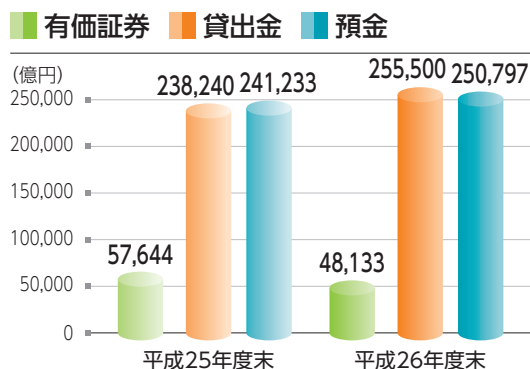
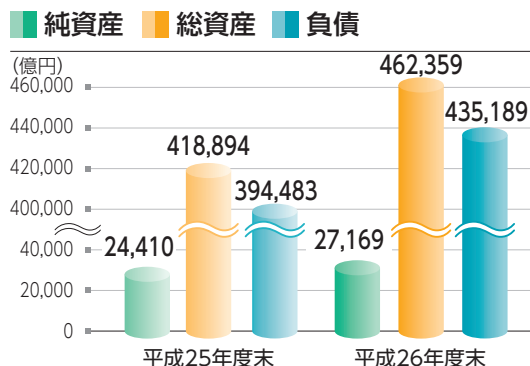


(資産負債の状況)

当連結会計年度の連結総資産は、前年度末比4兆3,465億円増加し期末残高は46兆2,359億円、連結負債は、同4兆706億円増加し期末残高は43兆5,189億円となりました。主な勘定残高といたしましては、貸出金は、前年度末比1兆7,260億円増加し期末残高は25兆5,500億円、有価証券は、同9,510億円減少し期末残高は4兆8,133億円、また、預金は、同9,563億円増加し期末残高は25兆797億円となりました。

また、連結純資産は前年度末比2,759億円増加し期末残高は2兆7,169億円となりました。

なお、合算信託財産額は前年度末比26兆1,423億円増加し期末残高は223兆9,255億円となっております。



【対処すべき課題】

当社グループは、お客さまと社会にとって欠くことのできない金融機関「The Trust Bank」としての確固たる地位の確立に向けて、独自の付加価値を発揮する新たなビジネスモデルの構築と、持続的成長力の強化を推進する観点から、以下の重要テーマに取り組んでまいります。

（既存業務の収益力強化とグループ独自の事業モデル構築）

既存業務においては、各事業・グループ各社の緊密な連携と、銀行・信託・不動産業務等を一体で展開する事業モデルの活用等により、質・量の両面での営業力を強化し、顧客満足度の向上や、商品・サービスの品質の高度化に取り組んでまいります。あわせて、お客さまのさまざまなライフステージ等の場面に応じた独自の付加価値サービスの提供や、資産運用・管理業務の強化を加速してまいります。一方、新たな収益基盤の拡大に向けて、個人のお客さまへの次世代のビジネスモデル構築に取り組むほか、地域金融機関や外資系金融機関との提携を強化することにより、幅広いお客さまへ当社グループの付加価値サービスの提供に努めてまいります。

（戦略的経営資源配分と合理化推進による効率経営の両立）

人員については、お客さまとの接点となる営業分野と、新たな付加価値サービスの提供を可能とする戦略分野への配置を推進します。とりわけ、新規業務・既存業務の両面におけるフィービジネスの強化と基礎収益力の向上に資する分野にも効果的に配置することで、経営資源の最適配分を追求してまいります。

また、継続的な経費率の改善に向けて、店舗の統廃合等の経費削減や業務効率化、採算

性の向上に向けた各種活動を強化し、グループ全体での効率経営に向けた取り組みを、引き続き強化してまいります。

（財務基盤の強化及びリスク管理・コンプライアンス態勢の高度化）

バーゼルⅢ等、国際的な金融規制強化の趨勢を踏まえ、早期に財務基盤の強化・拡充を図るべく、保有株式の計画的な削減を着実に実行する等、資本の有効活用を通じ、採算性と効率性の向上を追求してまいります。また、海外ビジネスの拡大に合わせて外貨調達力の強化に取り組んでまいります。

リスク管理面では、当社グループが海外に拠点を展開する各国の現地規制を含む国際的な金融規制に対する的確な対応を進めるとともに、コーポレートガバナンスの基礎となる各種基盤の継続的な高度化に努めてまいります。

あわせて、コンプライアンス面では、信頼を重んじる金融機関として、情報管理の徹底や、反社会的勢力との取引排除、顧客保護等管理の強化に取り組むとともに、グローバルに展開する業務に対応する態勢の強化に努めてまいります。

（連結収益の拡大）

グループ関係会社各社においても、既存業務の強化と、三井住友信託銀行株式会社をはじめとしたグループ各社間の連携による、顧客基盤の活性化や、新たな成長分野の発掘等、グループ全体でのソリューション提供力の強化等に取り組む、連結収益の拡大と、経費削減等を通じた効率性の向上に努めてまいります。

最後になりましたが、わが国においては、各種金融政策等の効果もあり、経済環境の好

転が継続している一方で、少子高齢化の進展による経済構造の変化や、経済のグローバル化・一体化による新たなリスクの増加など、お客さまが抱えておられる資産についての課題やニーズはますます高度化・複雑化する傾向にあり、これに伴って当社グループが果たすべき役割も一層拡大していると認識しております。

当社グループは、「信託銀行グループらしい」「三井住友トラスト・グループならではの」の高い専門性と総合力を駆使したトータルソリューションの提供を通じ、お客さまのニーズに迅速・的確にお応えするとともに、法令等遵守態勢の継続的な高度化に努め、一層の社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	13,232	11,157	11,875	12,035
連結経常利益	2,721	2,550	2,580	2,924
連結当期純利益	1,646	1,337	1,376	1,596
連結包括利益	1,971	2,796	2,397	4,993
連結純資産額	23,370	23,304	24,410	27,169
連結総資産	343,763	377,040	418,894	462,359

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業収益	412	573	345	599
受取配当額	337	519	295	556
銀行業を営む子会社	337	518	294	556
その他の子会社	0	0	0	0
当期純利益	百万円 27,409	百万円 46,089	百万円 24,431	百万円 51,173
1株当たり当期純利益	円 銭 5 49	円 銭 10 04	円 銭 5 13	円 銭 12 54
総資産	19,321	17,081	17,559	16,540
銀行業を営む子会社株式等	19,072	16,385	16,310	15,220
その他の子会社株式等	148	131	94	86

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)に従って算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行信託事業	リース事業	金融関連事業	銀行信託事業	リース事業	金融関連事業
使用人数	14,404人	834人	2,218人	14,519人	872人	2,118人

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇用員を含んでおりません。
 2. 使用人には、取締役を兼務していない執行役員を含んでおります。
 3. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行信託事業（三井住友信託銀行株式会社）

・主要な営業所及び営業所数

国内：本店営業部（東京都）、大阪本店営業部、名古屋営業部、神戸支店、横浜駅西口支店、千葉支店、京都支店、ほか計146店

（前年度末 158店）

海外：ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、上海支店、香港支店

（前年度末 5店）

(注) 1. 営業所数には、出張所を含んでおります。

2. 上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を5カ所（前年度末5カ所）設置しております。

ロ 銀行信託事業（主要な子会社及び子法人等）

主要な会社名	主要な営業所
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	本社（東京都）
三井住友トラスト保証株式会社	本社（東京都）、大阪支店

ハ 銀行信託事業（三井住友信託銀行株式会社を所属銀行とする銀行代理業者の一覧）

名称	主たる営業所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
住信SBIネット銀行株式会社	東京都港区	銀行業務

ニ リース事業

主要な会社名	主要な営業所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	本社（東京都）、大阪支店（大阪府）

ホ 金融関連事業

主要な会社名	主要な営業所
日興アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）
三井住友トラスト不動産株式会社	本社（東京都）
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	本店（東京都）、大阪支店
株式会社三井住友トラスト基礎研究所	本社（東京都）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行信託事業	47,505
リース事業	1,759
金融関連事業	1,622
合計	50,887

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 投資額は、無形固定資産に係る投資額を含めて記載しております。
3. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の設備投資の総額を記載しております。

□ 重要な設備の新設等
(新設・改修等)

(単位：百万円)

事業セグメント	会社名	内容	金額
銀行信託事業	三井住友信託銀行株式会社	大宮支店・大宮駅前支店移転	555
		札幌支店・札幌中央支店移転	1,040
		立川支店移転	155
		シンガポール支店移転	360
		ソフトウェアへの投資	26,469
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	ソフトウェアへの投資	4,079

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(処分・除却等)

事業セグメント	会社名	内容
銀行信託事業	三井住友信託銀行株式会社	大宮駅前支店(旧店舗)
		シンガポール支店(旧店舗)
		立川支店(旧店舗)
		札幌支店(旧店舗)
		札幌中央支店(旧店舗)
		本店営業部晴海出張所
		コンサルプラザ日吉
		コンサルプラザ溝の口
		コンサルプラザ千里中央駅前
		コンサルプラザ津田沼駅前
		コンサルプラザ茨木中央
		コンサルプラザ柏駅前
		コンサルプラザ西宮北口
		コンサルプラザ青葉台駅前
上野中央支店(旧店舗)		
江坂駅前ビル		
目黒ビル下目黒別館		

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

(連結される子会社及び子法人等)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当社議決権比率(%)	その他
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務 銀行業務	大正14年 7月28日	342,037	100.00	—
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言・代理業務	昭和61年 11月1日	300	100.00	—
株式会社三井住友トラスト基礎研究所	東京都港区	調査研究業務 コンサルティング業務 投資助言業務	昭和63年 7月1日	300	100.00	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	銀行業務 信託業務	平成12年 6月20日	51,000	66.66	—
エムティーエイチプリファードキャピタル5(ケイマン)リミテッド [MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited]	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成19年 2月8日	33,700	100.00	—
シーエムティーエイチプリファードキャピタル6(ケイマン)リミテッド [CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited]	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成20年 1月29日	42,700	100.00	—
シーエムティーエイチプリファードキャピタル7(ケイマン)リミテッド [CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited]	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成20年 11月28日	41,600	100.00	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当社議決権比率(%)	その他
日本証券代行株式会社	東京都中央区	証券代行業務	昭和25年 9月13日	500	85.10 (85.10)	—
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言業務	昭和34年 12月1日	17,363	91.34 (91.34)	—
東京証券代行株式会社	東京都千代田区	証券代行業務	昭和37年 11月1日	50	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区	総合リース業務 割賦販売業務 クレジットカード業務	昭和42年 2月27日	25,584	84.89 (84.89)	—
住信保証株式会社	東京都港区	信用保証業務	昭和52年 8月25日	300	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区	信用保証業務	昭和53年 7月10日	301	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・カード株式会社	東京都港区	クレジットカード業務	昭和58年 6月24日	100	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト不動産株式会社	東京都中央区	不動産仲介業務	昭和61年 1月24日	300	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト総合サービス株式会社	東京都中央区	不動産の賃貸・管理業務	昭和63年 4月2日	100	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ株式会社	東京都千代田区	コンサルティング業務	平成元年 11月6日	155	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	東京都中央区	金銭の貸付業務	平成4年 1月22日	6,000	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・キャピタル株式会社	東京都中央区	有価証券投資業務	平成12年 3月1日	1,247	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・インベストメント株式会社	東京都港区	有価証券投資業務	平成12年 3月22日	100	100.00 (100.00)	—
トップリート・アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	投資法人資産運用業務	平成16年 10月22日	300	69.00 (69.00)	—
三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社	東京都千代田区	投資運用業務 投資助言業務	平成17年 11月7日	300	100.00 (100.00)	—
三井住友信託(香港)有限公司 [Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited]	中華人民共和国 香港特別行政区	証券業務	昭和53年 7月4日	5,408 [4,500万 米ドル]	100.00 (100.00)	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当社議決権 比率(%)	その他
ルクセンブルグ三井住友信託銀行 [Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A.]	ルクセンブルグ大公国 ホワルド	銀行業務 証券業務 信託業務	昭和60年 4月22日	3,605 [3,000万 米ドル]	100.00 (100.00)	—
三井住友トラストUK [Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited]	英国ロンドン市	信託業務	昭和61年 3月6日	317 [178万 英ポンド]	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・ インターナショナル [Sumitomo Mitsui Trust International Limited]	英国ロンドン市	証券業務	昭和61年 7月2日	3,558 [2,000万 英ポンド]	100.00 (100.00)	—
米国三井住友信託銀行 [Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited]	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ホーボーケン市	銀行業務 信託業務	平成14年 5月20日	6,730 [5,600万 米ドル]	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・ アイルランド [Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited]	アイルランド共和国 ダブリン市	信託業務	平成16年 6月1日	5,457 [4,187万 ユーロ]	100.00 (100.00)	—
エスティビー プリファード キャピタル3 (ケイマン) リミテッド [STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limited]	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成19年 2月14日	51,500	100.00 (100.00)	—
エスティビー プリファード キャピタル4 (ケイマン) リミテッド [STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited]	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 ジョージタウン市	金融業務	平成20年 5月26日	111,600	100.00 (100.00)	—
泰国三井住友信託銀行 [Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited]	タイ王国バンコク市	銀行業務の開始に向けた準備業務	平成26年 7月7日	73,800 [20,000百万 タイバーツ]	100.00 (100.00)	—

(持分法適用の関連法人等)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当社議決権比率(%)	その他
住信SBIネット銀行株式会社	東京都港区	銀行業務	昭和61年 6月3日	31,000	50.00 (50.00)	—
紫金信託有限責任公司	中華人民共和国 江蘇省南京市	信託業務 金融業務	平成4年 9月25日	23,232 [1,200百万 中国元]	19.99 (19.99)	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 外国通貨建の資本金については、当社決算日の為替相場による円換算額を記載しております。
 3. 当社議決権比率の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
 4. 子会社の重要な業務提携の概況は以下の通りです。

[三井住友信託銀行株式会社]

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATM等の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、並びに、ゆうちょ定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうパック」を行っております。
- (2) 株式会社イーネットと提携し、共同ATM運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等においてATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
- (3) 株式会社セブン銀行と共同ATMに関する業務提携契約を締結し、ATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
- (4) 株式会社イオン銀行と提携し、同行とのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (5) 平成27年3月末日現在、116の金融機関、事業会社及び財団法人と信託代理店[※]契約を締結し、お客様に対して信託サービスを行っております。

※信託代理店は、信託業法に基づく信託契約代理店及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づく信託業務(併營業務)に係る代理店を総称したものです。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	その他
常 陰 均	取 締 役 会 長 (代表取締役)		三井住友信託銀行株式会社取締役社長	
北 村 邦太郎	取 締 役 社 長 (代表取締役)		三井住友信託銀行株式会社取締役会長	
大 塚 明 生	取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	全般補佐	三井住友信託銀行株式会社取締役副社長	
岩 崎 信 夫	取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	全般補佐	三井住友信託銀行株式会社取締役副社長	
大久保 哲 夫	取 締 役 専 務 執 行 役 員	人事部、総務部 統括	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行 役員	
橋 本 勝	取 締 役 常 務 執 行 役 員	リスク統括部、コ ンプライアンス統 括部、法務部統括	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行 役員	
奥 野 順	取 締 役 (代表取締役)	内部監査部統括	三井住友信託銀行株式会社取締役副会長	
向 原 潔	取 締 役 (代表取締役)		三井住友信託銀行株式会社取締役副会長	
星 野 敏 雄	取 締 役 (社外取締役)		三井住友信託銀行株式会社社外取締役、 株式会社ルネサンス社外監査役	
篠 原 総 一	取 締 役 (社外取締役)		三井住友信託銀行株式会社社外取締役、 同志社大学経済学部教授	
杉 田 光 彦	常 任 監 査 役 (常 勤)		三井住友信託銀行株式会社常任監査役 (常勤)	
上神田 隆 史	常 任 監 査 役 (常 勤)		三井住友信託銀行株式会社常任監査役 (常勤)	
中 西 宏 幸	監 査 役 (社外監査役)		三井住友信託銀行株式会社社外監査役、 三井化学株式会社顧問	
高 野 康 彦	監 査 役 (社外監査役)		三井住友信託銀行株式会社社外監査役、 弁護士	
吉 本 徹 也	監 査 役 (社外監査役)		三井住友信託銀行株式会社社外監査役	
齋 藤 進 一	監 査 役 (社外監査役)		三井住友信託銀行株式会社社外監査役、 ジャパン・インダストリアル・ソリューショ ンズ株式会社代表取締役社長、 ユニチカ株式会社社外取締役	(注)5. を参照

(注) 1. 大塚明生、奥野 順、向原 潔の3氏は平成27年3月31日付で代表取締役を辞任しております。なお、平成27年4月1日時点の会社役員の場合は以下のとおりです。

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	その他
常 陰 均	取 締 役 会 長 (代表取締役)		三井住友信託銀行株式会社取締役社長	
北 村 邦太郎	取 締 役 社 長 (代表取締役)		三井住友信託銀行株式会社取締役会長	
岩 崎 信 夫	取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	全般補佐	三井住友信託銀行株式会社取締役副社長	
大久保 哲 夫	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	総務部統括	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
橋 本 勝	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	総務部副統括	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
奥 野 順	取 締 役			
向 原 潔	取 締 役			
大 塚 明 生	取 締 役			
星 野 敏 雄	取 締 役 (社外取締役)		三井住友信託銀行株式会社社外取締役、株式会社ルネサンス社外監査役	
篠 原 総 一	取 締 役 (社外取締役)		三井住友信託銀行株式会社社外取締役、京都学園大学学長	
杉 田 光 彦	常 任 監 査 役 (常 勤)		三井住友信託銀行株式会社常任監査役 (常勤)	
上 神 田 隆 史	常 任 監 査 役 (常 勤)		三井住友信託銀行株式会社常任監査役 (常勤)	
中 西 宏 幸	監 査 役 (社外監査役)		三井住友信託銀行株式会社社外監査役、三井化学株式会社顧問	
高 野 康 彦	監 査 役 (社外監査役)		三井住友信託銀行株式会社社外監査役、弁護士	
吉 本 徹 也	監 査 役 (社外監査役)		三井住友信託銀行株式会社社外監査役	
齋 藤 進 一	監 査 役 (社外監査役)		三井住友信託銀行株式会社社外監査役、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長、ユニチカ株式会社社外取締役	(注) 5. を参照

2. 星野敏雄氏及び篠原総一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 中西宏幸、高野康彦、吉本徹也及び齋藤進一の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 星野敏雄、篠原総一、中西宏幸、高野康彦、吉本徹也及び齋藤進一の6氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として、それぞれ各取引所に届け出ております。
5. 齋藤進一氏は、総合商社の執行役員財務部長や大手監査法人部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10名	182 (内、報酬以外0)
監 査 役	6名	45 (内、報酬以外0)
計	16名	228 (内、報酬以外0)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てた年額を表示しております。
 2. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役は月額30百万円、監査役は月額9百万円であります。また、ストック・オプション（新株予約権）に関する報酬等の額は、取締役報酬額とは別枠として、取締役に対して年額40百万円と決議されております。
 3. 報酬等の額には、取締役に対して付与されたストック・オプション（新株予約権）の割当に係る費用15百万円が含まれています。
 4. 取締役報酬につきましては、当社グループの着実かつ持続的な成長を図っていくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指しております。また、会社業績やこれに対する各取締役の貢献度、中長期的な業容拡大や企業価値向上のための取組内容等を反映させたものとし、取締役会で決定する毎年度の報酬方針と業績評価会議の客観的な評価に基づき、報酬等の額を決定しております。また、監査役報酬につきましては、業績に左右されない安定的な処遇を行っております。
 5. なお、当社役員に対して当社及び連結子会社が支払う役員報酬等の合計は、取締役10名に対して533百万円、監査役6名に対して91百万円となる見込みです。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	兼職その他の状況
星 野 敏 雄	三井住友信託銀行株式会社社外取締役、株式会社ルネサンス社外監査役
篠 原 総 一	三井住友信託銀行株式会社社外取締役、同志社大学経済学部教授
中 西 宏 幸	三井住友信託銀行株式会社社外監査役、三井化学株式会社顧問
高 野 康 彦	三井住友信託銀行株式会社社外監査役
吉 本 徹 也	三井住友信託銀行株式会社社外監査役
齋 藤 進 一	三井住友信託銀行株式会社社外監査役、 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長、 ユニチカ株式会社社外取締役

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社は当社の子会社であります。
 2. その他、社外取締役及び社外監査役が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
星野敏雄	1年9ヶ月	当事業年度に開催された19回全ての取締役会に出席しています。	主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。
篠原総一	1年9ヶ月	当事業年度に開催された19回の取締役会のうち16回に出席しています。	主に国際経済学及びマクロ経済学の専門的な視点から発言を行っております。
中西宏幸	5年9ヶ月	当事業年度に開催された19回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された15回全ての監査役会に出席しています。	主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。
高野康彦	8年9ヶ月	当事業年度に開催された19回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された15回全ての監査役会に出席しています。	主に経験豊富な法律家の視点から発言を行っております。
吉本徹也	1年9ヶ月	当事業年度に開催された19回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された15回全ての監査役会に出席しています。	主に経験豊富な法律家の視点から発言を行っております。
齋藤進一	1年9ヶ月	当事業年度に開催された19回の取締役会のうち17回に出席し、また、当事業年度に開催された15回の監査役会のうち14回に出席しています。	主に経験豊富な経営者の視点、財務及び会計の専門家の視点から発言を行っております。

- (注) 1. 在任期間は、1ヶ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
 2. 社外役員は、定期的に代表取締役との意見交換会に出席して意見を述べております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 星野敏雄 篠原総一	当社は左記社外役員の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の規定する最低責任限度額であります。
(社外監査役) 中西宏幸	
高野康彦	
吉本徹也	
齋藤進一	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	26	26

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 当社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

(1) 株式数

発行可能株式総数
(内訳)

普通株式	9,009,000千株
第1回第七種優先株式	8,500,000千株
第1回第八種優先株式	109,000千株
第2回第八種優先株式	100,000千株(注)1
第3回第八種優先株式	100,000千株(注)1
第4回第八種優先株式	100,000千株(注)1
第1回第九種優先株式	100,000千株(注)2
第2回第九種優先株式	100,000千株(注)2
第3回第九種優先株式	100,000千株(注)2
第4回第九種優先株式	100,000千株(注)2
第1回第十種優先株式	200,000千株(注)3
第2回第十種優先株式	200,000千株(注)3
第3回第十種優先株式	200,000千株(注)3
第4回第十種優先株式	200,000千株(注)3
第1回第十一種優先株式	100,000千株(注)1
第2回第十一種優先株式	100,000千株(注)1
第3回第十一種優先株式	100,000千株(注)1
第4回第十一種優先株式	100,000千株(注)1
第1回第十二種優先株式	100,000千株(注)1
第2回第十二種優先株式	100,000千株(注)1
第3回第十二種優先株式	100,000千株(注)1
第4回第十二種優先株式	100,000千株(注)1
第1回第十三種優先株式	100,000千株(注)2
第2回第十三種優先株式	100,000千株(注)2
第3回第十三種優先株式	100,000千株(注)2
第4回第十三種優先株式	100,000千株(注)2

第1回第十四種優先株式	100,000千株(注)2
第2回第十四種優先株式	100,000千株(注)2
第3回第十四種優先株式	100,000千株(注)2
第4回第十四種優先株式	100,000千株(注)2
第1回第十五種優先株式	200,000千株(注)3
第2回第十五種優先株式	200,000千株(注)3
第3回第十五種優先株式	200,000千株(注)3
第4回第十五種優先株式	200,000千株(注)3
第1回第十六種優先株式	200,000千株(注)3
第2回第十六種優先株式	200,000千株(注)3
第3回第十六種優先株式	200,000千株(注)3
第4回第十六種優先株式	200,000千株(注)3

- (注) 1. 第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式及び第1回ないし第4回第十二種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとする。
2. 第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式及び第1回ないし第4回第十四種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとする。
3. 第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

発行済株式の総数		3,903,486千株
(内訳)	普通株式	3,903,486千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 第1回第七種優先株式については、平成26年10月1日付で当社が全ての株式を取得し消却しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式

72,811名

72,811名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	(千株)	(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	189,868	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	163,628	4.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	80,497	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	65,007	1.68
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	56,225	1.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	50,327	1.30
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	46,623	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	45,405	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	45,139	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	45,139	1.16

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式 (40,446,221株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社並びに当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株 当たり)	行使期間
第1回 新株予約権	平成23年 7月26日	286個	普通株式 286,000株	62,000円	400円	平成25年7月26日から 平成33年7月25日
第2回 新株予約権	平成24年 7月18日	260個	普通株式 260,000株	34,000円	400円	平成26年7月18日から 平成34年7月17日
第3回 新株予約権	平成25年 7月19日	398個	普通株式 398,000株	146,000円	519円	平成27年7月19日から 平成35年7月18日
第4回 新株予約権	平成26年 8月1日	404個	普通株式 404,000株	424,000円	1円	平成26年8月31日から 平成56年7月31日

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役	
			保有人数	個数
第1回 新株予約権	51個	普通株式 51,000株	8名	51個
第2回 新株予約権	54個	普通株式 54,000株	8名	54個
第3回 新株予約権	83個	普通株式 83,000株	8名	83個
第4回 新株予約権	81個	普通株式 81,000株	8名	81個

(2) 事業年度中において使用人（執行役員）等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる株式の 種類及び数	使用人（執行役員）		子会社の会社役員及び 使用人（執行役員）	
			交付人数	個数	交付人数	個数
第4回 新株予約権	323個	普通株式 323,000株	15名	102個	40名	221個

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高波博之	59	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等を委託し対価を支払っております。
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小倉加奈子		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石井勝也		

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額で記載しております。

3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記を含む）は702百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由がある場合には、監査役会の判断で会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告します。そのほか、当社は、必要があると判断する場合には、会社法その他の法令の定める手続きに従い、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

ロ 会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第1項第1号に規定される自己の株式の取得については、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

かかる自己の株式の取得については、業績や自己資本の状況等を総合的に判断した上で適切に対応してまいります。

ハ 当社の重要な子会社及び子法人等の会計監査人の状況

当社の重要な子会社及び子法人等のうち、三井住友信託（香港）有限公司、ルクセンブルグ三井住友信託銀行、三井住友トラストUK、三井住友トラスト・インターナショナル、米国三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アイルランド、泰国三井住友信託銀行は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

7. 業務の適正を確保する体制

当社の業務の適正を確保する体制について取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について

- ・役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ①当社グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
 - ②コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
 - ③本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
 - ④毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
 - ⑤役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
 - ⑥役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
 - ⑦反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

(2) リスク管理体制の整備について

- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ①当社グループのリスク管理に関する基本方針について定める。
 - ②リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
 - ③本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
 - ④当社グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。
 - ⑤役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

(3) 業務執行体制の整備について

- ・社員及び役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ①主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。
 - ②業務の円滑かつ適切な運営を図るべく、当社組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が定める。

- ③社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。

(4) 経営の透明性確保について

- ・経営の透明性を確保する体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ①会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
 - ②経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

(5) 当社グループ管理体制の整備について

- ・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ①当社グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
 - ②当社グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社がグループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。
 - ③子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理する。

(6) 情報の保存・管理体制の整備について

- ・役員及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ①株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
 - ②情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

(7) 内部監査体制の整備について

- ・当社グループのコンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価するための体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ①業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
 - ②当社グループの内部監査態勢整備方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
 - ③内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会に報告する。

(8) 監査役監査に関する体制の整備について

- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。
 - ① 監査役の職務を補助すべき使用人
監査役の求めに応じて、監査役の職務の執行を補助するため監査役室を設置し、室長1名を含む相当数の使用人を配置する。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性
監査役室の使用人は取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事及び処遇関係については監査役と事前に協議する。
 - ③ 取締役、執行役員及び使用人から監査役への報告体制
取締役、執行役員及び使用人は以下の事項について監査役に報告する。
 - ア. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、法令又は定款に違反する重大な事実
 - イ. コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況
 - ウ. 内部監査の実施状況及びその結果
 - エ. 業務執行の状況その他監査役が報告を求める事項
 - ④ その他監査役監査の実効性確保のための体制
 - ア. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の監査活動に誠実に協力する。
 - イ. 監査役は、取締役会、経営会議のほか、監査役が必要と認める会議に出席することができる。
 - ウ. 代表取締役は、定期的に及び監査役の求めに応じ、監査役と意見交換を行う。
 - エ. 内部監査部門は、定期的に及び監査役の求めに応じ、監査役と意見交換を行う。
 - オ. 監査役は、必要があると認めるときは、内部監査部門による追加監査の実施その必要な措置を求めることができる。
 - カ. 取締役は、監査役と会計監査人との関係強化のための体制を構築する。
 - キ. 取締役は、監査役の求めに応じ子会社等に当社監査役と兼職する監査役を配置するなど、監査役による当社グループ全体の監査の実効性確保のための体制を整備する。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	10,530,766	預 譲 渡 性 預 金	25,079,711
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	205,075	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	6,570,567
買 入 現 先 勘 定	136,188	売 現 先 勘 定	497,600
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	310,806	特 定 取 引 負 債	462,942
買 入 金 銭 債 権	794,838	借 用 金	405,188
特 定 取 引 資 産	754,962	外 国 為 替 債	2,492,087
金 銭 の 信 託	1,619	短 期 社 債	140
有 価 証 券	4,813,354	信 託 勘 定 借 債	974,317
貸 出 金	25,550,064	そ の 他 負 債	1,026,113
外 国 為 替	12,732	賞 与 引 当 金	3,983,261
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	547,016	役 員 賞 与 引 当 金	16,312
そ の 他 資 産	1,547,226	退 職 給 付 に 係 る 負 債	230
有 形 固 定 資 産	223,568	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12,152
建 物	71,863	偶 発 損 失 引 当 金	3,598
土 地	123,929	繰 延 税 金 負 債	8,533
リ ー ス 資 産	1,951	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	172,271
建 設 仮 勘 定	2,160	支 払 承 諾 見 返	3,322
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	23,663	貸 倒 引 当 金	531,500
無 形 固 定 資 産	159,256	負 債 の 部 合 計	43,518,975
ソ フ ト ウ エ ア	67,359	(純 資 産 の 部)	
の れ あ り	84,684	資 本 剰 余 金	261,608
リ ー ス 資 産	64	資 本 剰 余 金	645,261
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7,148	利 益 剰 余 金	970,373
退 職 給 付 に 係 る 資 産	190,706	自 己 株 式	△17,057
繰 延 税 金 資 産	16,280	株 主 資 本 合 計	1,860,185
支 払 承 諾 見 返	531,500	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	505,448
貸 倒 引 当 金	△90,015	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△20,605
資 産 の 部 合 計	46,235,949	土 地 再 評 価 差 額 金	△5,951
		為 替 換 算 調 整 勘 定	14,953
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	35,793
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	529,638
		新 株 予 約 権	246
		少 数 株 主 持 分	326,902
		純 資 産 の 部 合 計	2,716,973
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	46,235,949

連結損益計算書 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金	額
経	常	収	益		1,203,554
信	託	報	酬	104,703	
資	金	運	用	369,229	
貸	出	金	利	259,823	
有	価	証	券	85,819	
コ	ー	ル	ロ	1,642	
ー	ン	利	息		
買	現	先	利	883	
債	券	貸	借	56	
預	け	金	利	15,070	
そ	の	他	の	5,933	
役	務	取	引	333,756	
特	定	取	引	32,428	
そ	の	他	業	288,014	
そ	の	他	経	75,422	
貸	倒	引	当	18,978	
償	却	債	権	2,273	
そ	の	他	の	54,170	
経	常	費	用		911,071
資	金	調	達	126,347	
預	金	利	息	63,677	
讓	渡	性	預	11,241	
コ	ー	ル	マ	1,548	
ー	ネ	ー	利		
売	現	先	利	1,146	
債	券	貸	借	16	
借	用	金	利	8,983	
短	期	社	債	1,817	
社	債	利	息	19,258	
そ	の	他	の	18,656	
役	務	取	引	73,661	
そ	の	他	業	237,129	
営	業	経	常	405,901	
そ	の	他	経	68,031	
経	常	利	益		292,483

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	2,978
特 別 損 失	62,882
特 別 損 失	2,717
特 別 損 失	5,017
特 別 損 失	55,148
特 別 損 失	232,578
特 別 損 失	49,372
特 別 損 失	10,805
特 別 損 失	60,178
特 別 損 失	172,400
特 別 損 失	12,734
特 別 損 失	159,665

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	261,608	754,267	886,491	△591	1,901,775
会計方針の変更による累積的影響額			△30,729		△30,729
会計方針の変更を反映した当期首残高	261,608	754,267	855,761	△591	1,871,046
当期変動額					
剰余金の配当			△45,582		△45,582
当期純利益			159,665		159,665
自己株式の取得				△125,494	△125,494
自己株式の処分		0		22	22
自己株式の消却		△109,006		109,006	—
土地再評価差額金の取崩			528		528
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△109,005	114,611	△16,465	△10,860
当期末残高	261,608	645,261	970,373	△17,057	1,860,185

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当期首残高	229,637	△12,585	△5,761	7,343	△15,033	203,599
会計方針の変更による累積的影響額					—	
会計方針の変更を反映した当期首残高	229,637	△12,585	△5,761	7,343	△15,033	203,599
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却						
土地再評価差額金の取崩						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	275,810	△8,019	△189	7,610	50,827	326,039
当期変動額合計	275,810	△8,019	△189	7,610	50,827	326,039
当期末残高	505,448	△20,605	△5,951	14,953	35,793	529,638

(単位：百万円)

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	47	335,620	2,441,043
会計方針の変更による累積的影響額			△30,729
会計方針の変更を反映した当期首残高	47	335,620	2,410,313
当期変動額			
剰余金の配当			△45,582
当期純利益			159,665
自己株式の取得			△125,494
自己株式の処分			22
自己株式の消却			—
土地再評価差額金の取崩			528
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	198	△8,717	317,519
当期変動額合計	198	△8,717	306,659
当期末残高	246	326,902	2,716,973

第4期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	91,049	流 動 負 債	2,642
現金及び預金	1,101	未払費用	868
有価証券	78,500	未払法人税等	3
前払費用	6	前受収益	1,507
未収還付法人税等	11,378	賞与引当金	70
その他	62	その他	192
固 定 資 産	1,561,400	固 定 負 債	148,351
有形固定資産	0	社 債	148,000
工具、器具及び備品	0	その他	351
無形固定資産	1	負 債 合 計	150,994
ソフトウェア	1	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,561,399	株 主 資 本	1,502,802
投資有価証券	652	資 本 金	261,608
関係会社株式	1,530,642	資 本 剰 余 金	1,041,473
関係会社長期貸付金	30,000	資 本 準 備 金	702,933
その他	105	その他資本剰余金	338,539
繰 延 資 産	1,593	利 益 剰 余 金	216,777
株式交付費	1,593	その他利益剰余金	216,777
		繰越利益剰余金	216,777
		自 己 株 式	△17,057
		新 株 予 約 権	246
		純 資 産 合 計	1,503,048
資 産 合 計	1,654,043	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,654,043

第4期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	59,918
関 係 会 社 受 取 配 当 金	55,667
関 係 会 社 受 入 手 数 料	4,251
営 業 費 用	2,368
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,368
営 業 利 益	57,550
営 業 外 収 益	428
受 取 利 息	148
有 価 証 券 利 息	54
受 取 手 数 料	212
そ の 他	12
営 業 外 費 用	6,810
社 債 利 息	4,989
株 式 交 付 費 償 却	1,365
そ の 他	454
経 常 利 益	51,168
特 別 利 益	6
関 係 会 社 株 式 処 分 益	6
税 引 前 当 期 純 利 益	51,174
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1
法 人 税 等 合 計	1
当 期 純 利 益	51,173

第4期（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	447,545	1,150,479
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
自己株式の消却			△109,006	△109,006
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△109,005	△109,005
当期末残高	261,608	702,933	338,539	1,041,473

（単位：百万円）

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計				
当期首残高	211,187	211,187	△591	1,622,684	47	1,622,731
当期変動額						
剰余金の配当	△45,582	△45,582		△45,582		△45,582
当期純利益	51,173	51,173		51,173		51,173
自己株式の取得			△125,494	△125,494		△125,494
自己株式の処分			22	22		22
自己株式の消却			109,006	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					198	198
当期変動額合計	5,590	5,590	△16,465	△119,881	198	△119,683
当期末残高	216,777	216,777	△17,057	1,502,802	246	1,503,048

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 波 博 之 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 倉 加奈子 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 井 勝 也 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 波 博 之 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 加奈子 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 勝 也 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。

また、事業報告に記載されている、当社の業務の適正を確保する体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び関係部門の取締役等から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	杉田光彦	Ⓜ	常任監査役（常勤）	上神田隆史	Ⓜ
監査役	中西宏幸	Ⓜ	監査役	高野康彦	Ⓜ
監査役	吉本徹也	Ⓜ	監査役	齋藤進一	Ⓜ

(注) 監査役中西宏幸、監査役高野康彦、監査役吉本徹也及び監査役齋藤進一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、業績に応じた株主利益還元策を実施することとして、普通株式配当につき、連結当期純利益に対する配当性向30%程度を目処とする当期における配当方針に基づき、期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき 6円50銭 総額 25,109,761,216円

なお、平成26年12月にお支払いいたしました中間配当金（1株につき5円50銭）を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株につき12円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 当社は、平成26年10月1日付で第1回第七種優先株式109,000,000株を取得し、同日付で消却しておりますので、同株数相当を当社発行可能株式総数より差し引く修正を行うとともに、第1回第七種優先株式に関する規定を削除するものであります。
- (2) 自然災害やその他不測の事態に備え、株主総会の開催地を限定する現行定款第23条第2項を削除するものであります。
- (3) 事業のグローバル化の進展や国内外の金融規制強化等による今後の経営環境の変化に迅速に対応するための体制の強化、及び適切なコーポレートガバナンスの確立を目的として、取締役の選任枠を確保しておくため、定款上の員数の上限を10名以内から15名以内に変更するものであります。
- (4) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による責任限定契約の締結対象者の拡大を当社定款に反映するため、現行定款第40条及び第49条に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第40条の変更の議案を本株主総会に提出することに関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 補欠監査役の選任決議の効力について、第44条を新設するものであります。
- (6) その他、上記各変更に合わせて条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,009,000,000</u> 株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア) 第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十一種優先株式 (以下併せて「第十一種優先株式」という。)、および第1回ないし第4回第十二種優先株式 (以下併せて「第十二種優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、(イ) 第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十三種優先株式 (以下併せて「第十三種優先株式」という。)、および第1回ないし第4回第十四種優先株式 (以下併せて「第十四種優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、(ウ) 第1回ないし第4回第十種優先株式 (以下併せて「第十種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十五種優先株式 (以下併せて「第十五種優先株式」という。)、および第1回ないし第4回第十六種優先株式 (以下併せて「第十六種優先株式」といい、 <u>第1回第七種優先株式、第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式</u> および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株をそれぞれ超えないものとする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,900,000,000</u> 株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、(ア) 第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十一種優先株式 (以下併せて「第十一種優先株式」という。)、および第1回ないし第4回第十二種優先株式 (以下併せて「第十二種優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、(イ) 第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十三種優先株式 (以下併せて「第十三種優先株式」という。)、および第1回ないし第4回第十四種優先株式 (以下併せて「第十四種優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、(ウ) 第1回ないし第4回第十種優先株式 (以下併せて「第十種優先株式」という。)、第1回ないし第4回第十五種優先株式 (以下併せて「第十五種優先株式」という。)、および第1回ないし第4回第十六種優先株式 (以下併せて「第十六種優先株式」といい、 <u>第八種優先株式、第九種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優先株式</u> および第十五種優先株式と併せて「優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株をそれぞれ超えないものとする。
普通株式 8,500,000,000株	普通株式 8,500,000,000株
第1回第七種優先株式 109,000,000株	(削除)
第1回第八種優先株式 100,000,000株	第1回第八種優先株式 100,000,000株
第2回第八種優先株式 100,000,000株	第2回第八種優先株式 100,000,000株

現 行 定 款		変 更 案	
第3回第八種優先株式	100,000,000株	第3回第八種優先株式	100,000,000株
第4回第八種優先株式	100,000,000株	第4回第八種優先株式	100,000,000株
第1回第九種優先株式	100,000,000株	第1回第九種優先株式	100,000,000株
第2回第九種優先株式	100,000,000株	第2回第九種優先株式	100,000,000株
第3回第九種優先株式	100,000,000株	第3回第九種優先株式	100,000,000株
第4回第九種優先株式	100,000,000株	第4回第九種優先株式	100,000,000株
第1回第十種優先株式	200,000,000株	第1回第十種優先株式	200,000,000株
第2回第十種優先株式	200,000,000株	第2回第十種優先株式	200,000,000株
第3回第十種優先株式	200,000,000株	第3回第十種優先株式	200,000,000株
第4回第十種優先株式	200,000,000株	第4回第十種優先株式	200,000,000株
第1回第十一種優先株式	100,000,000株	第1回第十一種優先株式	100,000,000株
第2回第十一種優先株式	100,000,000株	第2回第十一種優先株式	100,000,000株
第3回第十一種優先株式	100,000,000株	第3回第十一種優先株式	100,000,000株
第4回第十一種優先株式	100,000,000株	第4回第十一種優先株式	100,000,000株
第1回第十二種優先株式	100,000,000株	第1回第十二種優先株式	100,000,000株
第2回第十二種優先株式	100,000,000株	第2回第十二種優先株式	100,000,000株
第3回第十二種優先株式	100,000,000株	第3回第十二種優先株式	100,000,000株
第4回第十二種優先株式	100,000,000株	第4回第十二種優先株式	100,000,000株
第1回第十三種優先株式	100,000,000株	第1回第十三種優先株式	100,000,000株
第2回第十三種優先株式	100,000,000株	第2回第十三種優先株式	100,000,000株
第3回第十三種優先株式	100,000,000株	第3回第十三種優先株式	100,000,000株
第4回第十三種優先株式	100,000,000株	第4回第十三種優先株式	100,000,000株
第1回第十四種優先株式	100,000,000株	第1回第十四種優先株式	100,000,000株
第2回第十四種優先株式	100,000,000株	第2回第十四種優先株式	100,000,000株
第3回第十四種優先株式	100,000,000株	第3回第十四種優先株式	100,000,000株
第4回第十四種優先株式	100,000,000株	第4回第十四種優先株式	100,000,000株
第1回第十五種優先株式	200,000,000株	第1回第十五種優先株式	200,000,000株
第2回第十五種優先株式	200,000,000株	第2回第十五種優先株式	200,000,000株
第3回第十五種優先株式	200,000,000株	第3回第十五種優先株式	200,000,000株
第4回第十五種優先株式	200,000,000株	第4回第十五種優先株式	200,000,000株
第1回第十六種優先株式	200,000,000株	第1回第十六種優先株式	200,000,000株
第2回第十六種優先株式	200,000,000株	第2回第十六種優先株式	200,000,000株
第3回第十六種優先株式	200,000,000株	第3回第十六種優先株式	200,000,000株
第4回第十六種優先株式	200,000,000株	第4回第十六種優先株式	200,000,000株
第7条～第11条 (条文省略)		第7条～第11条 (現行どおり)	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p>	<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p>
<p>第12条（優先配当金）</p>	<p>第12条（優先配当金）</p>
<p>当会社は、第54条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>	<p>当会社は、第55条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第1回第七種優先株式</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">1株につき、年42円30銭</p>	
<p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</p>	<p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</p>
<p style="text-align: center;">1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>	<p style="text-align: center;">1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>
<p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p>	<p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p>
<p style="text-align: center;">1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>	<p style="text-align: center;">1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>第13条（優先中間配当金）</p>	<p>第13条（優先中間配当金）</p>
<p>当会社は、第55条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>	<p>当会社は、第56条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1回第七種優先株式 1株につき、年21円15銭</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p> <p>第14条（優先臨時配当金） 当会社は、第54条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>第1回第七種優先株式 1株につき、<u>経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。</u></p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>	<p>(削除)</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p> <p>第14条（優先臨時配当金） 当会社は、第55条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</p> <p>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>第19条 (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>当社は、各種類の第八種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該種類の優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該種類の優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、第1回第七種優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)に、1株につき1,000円に経過配当相当額(取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)をいい、当該事業年度中に、取得日の前日(同日を含む。)までに設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p>3 前二項に基づき各種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (金銭を対価とする取得条項) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>2 前項に基づき各種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>第20条～第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後、3月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p>第24条～第29条 (条文省略)</p> <p>第30条 (種類株主総会) 第23条第2項、第25条、第26条、第27条、第28条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 当社には取締役10名以内を置く。</p> <p>第32条～第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p> <p>第41条～第43条 (条文省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>第23条 (招集) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第24条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 (種類株主総会) 第25条、第26条、第27条、第28条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 当社には取締役15名以内を置く。</p> <p>第32条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p> <p>第41条～第43条 (現行どおり)</p> <p>第44条 (補欠監査役の選任決議の効力) 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第44条～第48条 (条文省略)</p> <p>第49条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第50条～第51条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第52条～第56条 (条文省略)</p>	<p>第45条～第49条 (現行どおり)</p> <p>第50条 (監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第51条～第52条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第53条～第57条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化及び社外取締役の増員によるコーポレートガバナンスの強化を図るため、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、社外取締役候補者3名全員は、当社が定める独立社外役員にかかる独立性判断基準を充足しており、本議案の候補者9名が原案どおり選任されますと、取締役会の構成員における独立性の高い社外取締役の割合は3分の1となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つね かげ ひとし 常 陰 均 (昭和29年8月6日生)	昭和52年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成16年6月 同社執行役員企画部長 平成17年6月 同社執行役員本店支配人 平成17年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成20年1月 同社取締役社長 平成23年4月 同社取締役会長兼取締役社長 平成23年4月 当社取締役会長(現職) 平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役社長(現職) (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社取締役社長 一般社団法人信託協会会長	普通株式 144,950株
2	きた むら くに た ろう 北 村 邦 太 郎 (昭和27年5月9日生)	昭和52年4月 三井信託銀行株式会社入社 平成15年7月 中央三井信託銀行株式会社執行役員融資企画部長 平成18年5月 同社常務執行役員融資企画部長 平成19年10月 同社常務執行役員 平成21年7月 同社専務執行役員 平成22年6月 同社専務執行役員退任 平成22年6月 当社取締役副社長 平成23年4月 中央三井信託銀行株式会社取締役副社長 平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役会長(現職) 平成24年4月 当社取締役社長(現職) (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社取締役会長	普通株式 139,535株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	いわ さきのぶ お 岩 崎 信 夫 (昭和30年7月12日生)	昭和53年4月 三井信託銀行株式会社入社 平成17年1月 当社執行役員経営企画部長 平成18年5月 当社常務執行役員経営企画部長 平成18年5月 中央三井信託銀行株式会社常務執行役員 平成19年10月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社専務取締役 平成22年6月 中央三井信託銀行株式会社専務執行役員 平成23年4月 当社取締役専務執行役員 平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長（現職） 平成24年4月 当社取締役副社長執行役員 平成24年6月 当社取締役副社長（現職） (担当) 全般補佐 (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長	普通株式 125,000株
4	新任 はつ とり りき や 服 部 力 也 (昭和29年2月3日生)	昭和53年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成17年6月 同社執行役員金融法人部長 平成18年6月 同社常務執行役員金融事業企画部長 平成19年6月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成20年10月 同社取締役兼常務執行役員不動産営業開発部長 平成21年5月 同社取締役兼常務執行役員 平成23年4月 同社取締役兼専務執行役員 平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 平成25年4月 同社取締役副社長（現職） 平成25年4月 当社副社長執行役員（現職） (担当) 全般補佐 (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社取締役副社長	普通株式 95,620株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">おおくぼてつお 大久保 哲夫 (昭和31年4月6日生)</p>	<p>昭和55年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成18年6月 同社執行役員業務部長 平成19年6月 同社執行役員本店支配人 平成19年6月 同社執行役員 平成20年1月 同社常務執行役員 平成20年3月 住友成泉株式会社社外監査役（現職） 平成20年6月 住友信託銀行株式会社取締役兼常務執行役員 平成23年4月 当社取締役常務執行役員 平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 平成25年4月 同社取締役専務執行役員（現職） 平成25年4月 当社取締役専務執行役員（現職）</p> <p>(担当) 総務部統括 (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員</p>	<p>普通株式 106,580株</p>
6	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">こしむらよしあき 越 村 好 晃 (昭和34年8月9日生)</p>	<p>昭和57年4月 三井信託銀行株式会社入社 平成21年7月 中央三井信託銀行株式会社執行役員新宿西口支店長 平成23年2月 同社執行役員不動産営業第一部長 平成24年1月 同社執行役員 平成24年4月 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員 平成24年4月 当社常務執行役員 平成26年3月 当社常務執行役員退任 平成27年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員（現職） 平成27年4月 当社常務執行役員（現職）</p> <p>(担当) 内部監査部統括 (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員</p>	<p>普通株式 36,000株</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	しの はら そう いち 篠 原 総 一 (昭和20年6月26日生) 社 外 取 締 役 (独 立 役 員) 取締役会の出席回数 16回/19回	昭和48年 3 月 ウォーターラー大学経済学部講師 (カナダ)、 同大学助教を経て 昭和53年 4 月 同志社大学経済学部講師 昭和54年 4 月 同大学経済学部助教授 昭和59年 4 月 同大学経済学部教授 平成18年 2 月 中華人民大学特別客座教授 (中華人民共和国) (現職) 平成25年 6 月 三井住友信託銀行株式会社取締役 (現職) 平成25年 6 月 当社取締役 (現職) 平成27年 4 月 同志社大学名誉教授 (現職) 平成27年 4 月 京都学園大学学長 (現職) (重要な兼職の状況) 京都学園大学学長	普通株式 4,000株
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> すず き たけし 鈴 木 武 (昭和22年11月18日生) 社 外 取 締 役 (独 立 役 員)	昭和45年 4 月 トヨタ自動車販売株式会社 (現 トヨタ自動車 株式会社) 入社 平成12年 6 月 同社取締役 平成15年 6 月 同社常務役員 平成16年 6 月 同社専務取締役経理・財務本部本部長 平成17年 6 月 同社専務取締役情報システム本部本部長 平成18年 1 月 同社専務取締役経理本部本部長 平成18年 6 月 同社専務取締役事業開発本部本部長 平成20年 6 月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長 平成23年 6 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役会長 (現職) 平成25年 6 月 株式会社アイチコーポレーション取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 株式会社アイチコーポレーション取締役	普通株式 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>あら き みき お 荒 木 幹 夫 (昭和23年3月23日生)</p> <p>社 外 取 締 役 (独 立 役 員)</p>	<p>昭和46年7月 日本開発銀行入行 平成14年6月 日本政策投資銀行理事 平成18年10月 同行副総裁 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行代表取締役副社長 平成23年6月 同行顧問 平成24年6月 一般財団法人日本経済研究所理事長（現職） 平成24年6月 近畿日本鉄道株式会社（現 近鉄グループホールディングス株式会社）取締役（現職） 平成25年6月 日本貨物鉄道株式会社監査役（現職）</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般財団法人日本経済研究所理事長 近鉄グループホールディングス株式会社取締役 日本貨物鉄道株式会社監査役</p>	<p>普通株式 0株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 篠原総一氏、鈴木武氏及び荒木幹夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由等について
- ① 篠原総一氏は、国際経済学及びマクロ経済学を専門とする経済学者であります。当社社外取締役在任中においてかかる経験に基づく発言、助言をいただいております。今後も同氏の国内外の経済に関する豊富な知見と高い見識を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ② 鈴木武氏は、上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般にわたり助言をいただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ③ 荒木幹夫氏は、経済人としての豊富な経験と金融についての深い見識を有しているため、経営全般にわたり助言をいただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役として職務を適切に遂行することができる理由について
- 篠原総一氏は、過去に上場会社の経営に直接関与された経験はありませんが、経済学者として国内外の経済情勢、経営情勢にも広く精通しております。当社取締役会において、かかる経験と見識に基づく発言及び助言をいただいております。社外取締役としての職務を適切に遂行することができる理由と判断しております。
- (3) 篠原総一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- (4) 社外取締役候補者との責任限定契約について
- ① 当社は篠原総一氏と会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。篠原総一氏が取締役選任された場合、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定です。
- ② 鈴木武氏及び荒木幹夫氏が取締役選任された場合、当社は各氏との間で、各氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定です。
4. 当社は、篠原総一氏、鈴木武氏及び荒木幹夫氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案による同氏の補欠監査役選任につきましては、その就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
よしだ たかし 吉田高志 (昭和28年12月7日生)	昭和51年4月 吉田会計事務所勤務 昭和54年11月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 昭和58年3月 公認会計士登録 平成13年6月 監査法人太田昭和センチュリー(現 新日本有限責任監査法人) 代表社員 平成20年8月 同法人常務理事 平成24年8月 同法人常務理事退任、シニア・アドバイザー就任 平成25年6月 同法人退職 平成25年7月 吉田公認会計事務所開設(現職) 平成27年3月 日本精蠟株式会社監査役(現職) (重要な兼職の状況) 公認会計士 日本精蠟株式会社監査役	普通株式 0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 吉田高志氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - (2) 吉田高志氏を補欠の社外監査役候補者とした理由について
吉田高志氏は、公認会計士としての豊富な経験と知識を有しており、これらを当社の監査に生かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としての選任をお願いするものであります。
 - (3) 吉田高志氏は、過去に社外監査役になること以外の方法で上場会社の経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 - (4) 責任限定契約について
吉田高志氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、同氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、社外監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
3. 吉田高志氏は、当社が定める独立社外役員にかかる独立性判断基準を充足しており、当社は同氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。

(ご参考)

本資料は、平成27年5月13日付で開示いたしました、当社グループのコーポレートガバナンスの強化に向けた取組みに関するご説明資料です。ご高覧いただきますようお願いいたします。

平成27年5月13日

各 位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
三井住友信託銀行株式会社

三井住友トラスト・グループの
コーポレートガバナンス強化に向けた取組みについて

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（取締役社長 北村 邦太郎。以下「当社」といいます。）は、当社グループの持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を目的とし、コーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、『コーポレートガバナンス基本方針』（以下「本基本方針」といいます。）を制定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 制定の背景

当社グループは、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均。以下「三井住友信託銀行」といいます。）を中心に、わが国唯一の自主独立の専門信託銀行グループとして、独自の付加価値を発揮する事業モデルの高度化や、グループ各社の連携による収益力強化に取り組んでまいりました。

こうした中、東京証券取引所において制定され、平成27年6月1日から適用されることになる上場会社コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、同コードの主な原則等に対する当社の取組方針を定めた本基本方針を制定し、当社の株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さまにお知らせするものです。

2. コーポレートガバナンス基本方針の概要

(1) 取締役会における社外取締役の割合の引き上げおよび社外取締役の増員

当社は、事業のグローバル化の進展および国内外の金融規制強化等による経営環境の変化等を踏まえ、グループ全体の業務執行管理機能を担う当社の取締役会の構成員について、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上として運営し、経営体制とコーポレートガバナンスの更なる強化を図る旨を本日開催の取締役会で決議するとともに、そのための基本的な考え方の指針を本基本方針において規定いたしました。

これに伴い、当社は新たに社外取締役2名を選任することを予定しており、平成27年6月26日に開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）においてその選任を付議し、かかる選任議案が可決されますと、当社の取締役会の構成員の3分の1が独立性ある社外取締役

となります。

なお、当社および三井住友信託銀行は、これまでの社外取締役2名および社外監査役4名の計6名の社外役員が両社を兼職する体制から、当社においては社外取締役3名および社外監査役2名が、三井住友信託銀行では社外取締役1名および社外監査役2名が、それぞれ専任し、互いに連携する体制に移行いたします。

(2) 社外役員が参画する任意の諮問委員会の設置

当社は、本定時株主総会の終結後に、取締役会の諮問機関として、「指名・報酬委員会」と「監査委員会」を任意に設置します。これにより、役員指名、報酬および内部監査に関する重要事項等の決定に際し、更なる経営の透明性とプロセスの適正性が確保されるよう、めざしてまいります。

<指名・報酬委員会>

当初の委員	篠原 総一 (社外取締役 ^{*1}) 鈴木 武 (社外取締役 ^{*2}) 荒木 幹夫 (社外取締役 ^{*2}) 常陰 均 (取締役会長) 北村 邦太郎 (取締役社長) (原則として委員の過半数を社外取締役が占めます)
委員長	委員の互選により選定
主な諮問事項	・取締役および監査役候補者の指名等に関する事項 ・独立社外役員にかかる独立性判断基準に関する事項 ・役員報酬体系に関する事項 ・その他役員に関する重要な事項
設置予定時期	平成27年6月26日

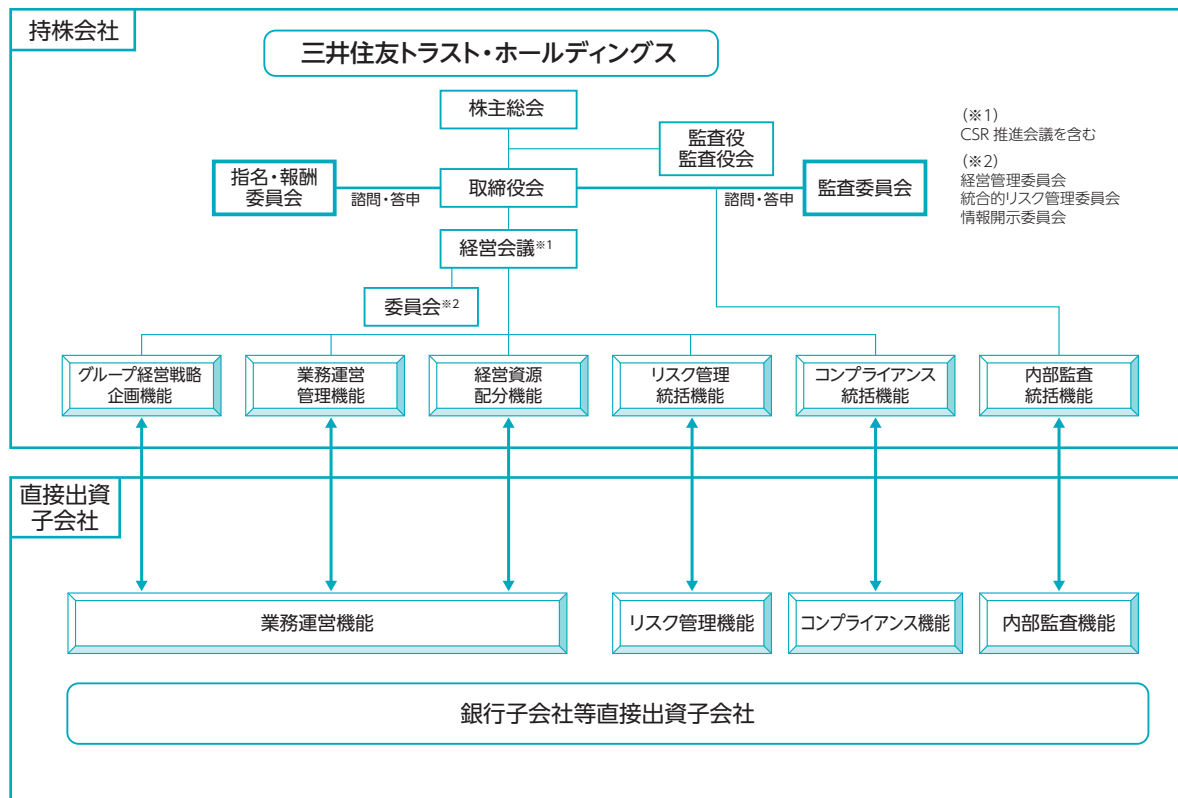
<監査委員会>

当初の委員	篠原 総一 (社外取締役 ^{※1}) 鈴木 武 (社外取締役 ^{※2}) 荒木 幹夫 (社外取締役 ^{※2}) 当社内部監査部担当役員 三井住友信託銀行内部監査部担当役員 (原則として委員の過半数を社外取締役が占めます)
委員長	委員の互選により選定
主な諮問事項	・内部監査計画に関する事項 ・その他内部監査に関する重要な事項
設置予定時期	平成27年6月26日

※1 篠原総一氏は、当社の現任の取締役であり、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

※2 鈴木武氏および荒木幹夫氏は、本定時株主総会における当社の取締役の選任予定者であり、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

グループの経営管理体制



(3) 独立社外役員にかかる独立性判断基準の策定

当社は、コーポレートガバナンスにおける社外役員の役割・機能の重要性に鑑み、ステークホルダーの皆さまにおいて、社外役員の独立性を客観的にご確認いただくため、独立社外役員にかかる独立性判断基準（以下「独立性判断基準」といいます。）を制定し、本日施行いたしました。

当社は、この独立性判断基準に基づいて独立性が認められる社外役員を、独立役員として当社が株式を上場する金融商品取引所に届け出るものといたします。

なお、当社の現任の社外役員および本定時株主総会における社外役員候補者は、全てこの独立性判断基準を充足しております。

以上

(別紙1)

本定時株主総会後の取締役会・監査役会の構成（予定）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

<取締役会>

役職名	氏名	備考
取締役会長	常 陰 均	三井住友信託銀行株式会社取締役社長
取締役社長	北 村 邦太郎	三井住友信託銀行株式会社取締役会長
取締役副社長	岩 崎 信 夫	三井住友信託銀行株式会社取締役副社長
取締役副社長	服 部 力 也	三井住友信託銀行株式会社取締役副社長
取締役 専務執行役員	大久保 哲 夫	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員
取締役 常務執行役員	越 村 好 晃	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員
取締役 (社外取締役)	篠 原 総 一	京都学園大学学長
取締役 (社外取締役)	鈴 木 武	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長 株式会社アイチコーポレーション取締役(社外)
取締役 (社外取締役)	荒 木 幹 夫	一般財団法人日本経済研究所理事長 近鉄グループホールディングス株式会社取締役(社外) 日本貨物鉄道株式会社監査役(社外)

<監査役会>

役職名	氏名	備考
常任監査役	杉 田 光 彦	
常任監査役	上神田 隆 史	
監査役 (社外監査役)	吉 本 徹 也	
監査役 (社外監査役)	齋 藤 進 一	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長 ユニチカ株式会社取締役(社外)

*監査役中西宏幸氏および高野康彦氏は辞任により、本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたします。

三井住友信託銀行株式会社

<取締役会>

役 職 名	氏 名	備 考
取 締 役 会 長	北 村 邦 太 郎	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役社長
取 締 役 社 長	常 陰 均	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役会長
取 締 役 副 社 長	岩 崎 信 夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役副社長
取 締 役 副 社 長	服 部 力 也	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役副社長
取 締 役 副 社 長	筒 井 澄 和	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 副社長執行役員
取 締 役 専務執行役員	大久保 哲 夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員
取 締 役 専務執行役員	橋 本 勝	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社専務執行役員
取 締 役 専務執行役員	田 中 嘉 一	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社専務執行役員
取 締 役 常務執行役員	越 村 好 晃	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
取 締 役 常務執行役員	西 村 正	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員
取 締 役 常務執行役員	荒 海 次 郎	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員
取 締 役 常務執行役員	土 屋 正 裕	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員
取 締 役 常務執行役員	高 倉 透	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員
取 締 役 常務執行役員	西 田 豊	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員
取 締 役 (社外取締役)	星 野 敏 雄	

< 監査役会 >

役 職 名	氏 名	備 考
監 査 役	広 瀬 匡 志	
監 査 役	阿 部 悟	
監 査 役 (社外監査役)	高 野 康 彦	弁護士
監 査 役 (社外監査役)	光 永 弘	株式会社東京海上日動オートサポートセンター取締役社長

※監査役杉田光彦氏および中西宏幸氏は任期満了により、監査役上神田隆史氏、吉本徹也氏および齋藤進一氏は辞任により、本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたします。

以 上

(別紙2)

コーポレートガバナンス基本方針 別紙

独立社外役員にかかる独立性判断基準

1. 以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。
 - ① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
 - ② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近3事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者
 - ⑧ 当社の主幹事証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑨ 最近3年間において、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
 - ⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役

- 員、もしくは支配人その他の使用人) である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- ⑫ 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
- ⑬ 上記①、②、③、⑨及び⑩のいずれかの者の近親者(配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族) である者

2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立社外役員としての要件を充足しており、当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補者とすることができる。
3. 当社は、取引先(法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む)又は寄付金等(弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む)について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立社外役員(候補者を含む)の独立性が十分に認められ、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。

取引先	<ul style="list-style-type: none"> 当社及び中核子会社の当該取引先(取引先、その親会社、重要な子会社)への支払額が、当該取引先の過去3事業年度の平均年間連結総売上高の2%未満であること 当該取引先(取引先、その親会社、重要な子会社)による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の2%未満であること
寄付金等	<ul style="list-style-type: none"> 受領者が個人の場合： 当社及びその子会社から收受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円未満であること 受領者が法人の場合： 当社及びその子会社から收受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30%のいずれか大きい金額未満であること

以上

A series of 20 horizontal dotted lines spanning the width of the page, intended for writing or drawing.

株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 「三井住友信託銀行本店ビル」

◆ 交通のご案内



大手町駅（B1出口）直結

東京駅（丸の内北口）から徒歩6分



- ※開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※来場記念品の配布は予定しておりません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。